2015 年 3 月 13 日改正

一般社団法人　日本照明工業会

改正追補

埋込み形照明器具

Recessed luminaries

JIL 5002:2012

JIS C 8105-1：2010　照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則の内容に合わせ、LED 照明器具の温度試験周囲温度を見直し、本改正追補を発行する。

本文 6 ページ 7 の見直し

7.　温度試験

　温度試験の試験周囲温度は 30±1℃とし，送りがある場合は最大送り容量条件で行う。

本文 11 ページ附属書 1 （規定）1. の見直し

1.　試験天井の大きさ，仕様

●試験天井の大きさ，仕様，寸法は各断熱施工違いにより図 1，3 に示す。

●試験天井の材質は指定の厚みの木材とし内外面，取付板とも黒のつや消し塗装を施すこと。

●試験天井は風防容器（JIS C 8105-1　附属書 D）の中，又は風防容器と結果が一致する場所に設置すること。温度試験安定終了時の 1 時間前から測定終了までの期間の周囲温度は，30± 1 ℃に保つこと。照明器具が温度変化しない程度の微風（概ね 0.2m/ s 以下）があってもよい。

●屋内配線について

器具及び取扱説明書に記載された最小径のものを使用すること。

送り端子がある場合は器具に表示された最大許容電流を流すこと。

電源線と送り線は左右に振り分け器具に絡まないよう配置すること。

断熱材が浮き上がらないよう電源線をできる限り短い距離で天井面に配置すること。

この改正追補は 2015 年 2 月 17 日より適用する。　以上

一般社団法人 日本照明工業会

JIL 5002　「埋込み形照明器具」

制　定　1987 年 11 月 16 日

改　正　2015 年 3 月 13 日

審議機関　照明器具技術委員会

（委員長　臼井　昭男：三菱電機照明株式会社）

立案機関　埋込み形照明器具基準作成小委員会

（主査　奥代茂樹：パナソニック株式会社）

発 行 日　2015 年 3 月 13 日

発　行　一般社団法人 日本照明工業会

東京都台東区台東 4-11-4

（三井住友銀行御徒町ビル 8F）

電　話　03-6803-0501

禁　無断複写・転載